

## パンデミックレディ・コンソーシアム

### 会員及び会費規約

#### 第1条（会員の種類）

1. 本会の会員の種類は、正会員と協賛会員の2種とする。
  - (1).正会員：パンデミックレディ・コンセプトを支持し、コンセプトの社会実装と普及に関する活動、及び実現のための手段を擁している施設系、設備系、ハードウェア系、ソフトウェア系の各企業、又は本会がその協力を必要として入会を求めた企業、団体又は個人。当コンソーシアムの総会において議決権のある会員
  - (2).協賛会員：パンデミックレディ・コンセプトを支持し、コンセプトの社会実装と普及に関する活動、及び実現のための手段を擁している施設系、設備系、ハードウェア系、ソフトウェア系の各企業、又は本会がその協力を必要として入会を求めた企業、団体又は個人。当コンソーシアムの総会において議決権のない会員
2. 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に準じて本会の社員とする。

#### 第2条（入会手続）

本会への入会手続は、本会所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

#### 第3条（会費）

1. 本会の会員は、定款第6条に基づき、会費を納入しなければならない。
2. 会費は年会費とし、毎年、本会の事業年度の開始日より30日以内に納入するものとする。なお、事業年度の途中で新規入会した会員は、入会した日から30日以内に年会費を納入するものとする。
3. 年会費の額は、次のとおりとする。
  - (1).正会員：金60万円
  - (2).協賛会員： 一口 100万円
4. 会費は、本会の指定する銀行口座に振り込む方法で、納入するものとする。

#### 第4条（退会及び資格喪失）

1. 会員が退会を希望するときには、別に定める退会届を提出することにより、退会

することができる。

2. 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1). 6か月以上会費を滞納したとき。
  - (2). 総社員の同意があったとき。
  - (3). 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - (4). 死亡もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

#### 第5条（除名）

会員が、本会の名誉を毀損もしくは本会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

#### 第6条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

1. 退社、除名、資格喪失等により本会の会員でなくなった場合、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
2. 本会は、会員が本会の会員でなくなった場合、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

作成日 2022年2月4日